

# 非行少年に対する付添人の必要性について

加藤 優之介

- 1,はじめに
- 2,付添人制度の経緯
- 3,現行法における問題点
- 4,付添人の必要性
- 5,有用と考える対策
- 6,付添人の在り方
- 7,おわりに

## 1,はじめに

少年法第10条では、少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる、としている。これは、非行少年に対し、単なる処罰ではなく少年の健全育成を第一に掲げ、それを達成するために職権主義的手続によって進められる少年審判において少年の権利擁護及び適切な処遇を実現するための重要な役割と言える。

しかし、現行の付添人制度には、少年の権利保障の観点から看過できない問題点が存在する。その一つが、国選付添人が付く対象事件の限定である。国選付添人とは、家庭裁判所で審判を受ける少年に対し、国費の負担で弁護士を選任する制度のことを指す。この国選付添人は少年や保護者の請求によって選任することはできず、裁判官が必要としたときにのみ選任される。これに加え、現行法では国選付添人が付される対象事件が限定されているため、助言や支援が必要な少年が費用を負担できない事を原因に付添人を付すことができず、伝えたい思いを表明できない事を起点に冤罪や正しい保護処分を与えることができない可能性が考えられる。つまり、家庭の経済状況によって少年の権利保護活動の質に差が生じてしまう可能性があるということである。これに対し、財政面から考える場合家庭裁判所裁判官という健全育成及び少年法に理解のある人物によって弁護士をつけるべきか選択されるが、余分な経費の削減に貢献しているという指摘も考えられるが、この問題はどう捉えるべきだろうか。付添人制度の成立経緯を踏まえながら、対策について深めていきたい。

## 2,付添人制度の経緯

付添人、特に国選付添人がどのような存在か確認するが、まずは制度成立の経緯を確認

したい。国選付添人制度は、2000年の少年法改正で初めて導入された。<sup>1</sup>この改正は、1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件などの少年による凶悪犯罪を受けて、厳格な刑事処分を目標に少年法の刑事処分可能年齢引き下げ（16歳以上から14歳以上）、少年院における懲役又は禁錮の執行を可能にすること、原則逆送制度の導入といった内容で行われた。健全育成を目標にした従来の法設計から刑事処分的要素が強まったため、これに伴い成人の審判と同様に少年の権利保護のため国選付添人制度の導入が計られたと考えられる。しかし、2000年の制度では非行事実に争いがある且つ検察官関与決定がなされた場合に限り、家庭裁判所が選任するという取り決めであったため、年間10件程度の選任に留まっていた。<sup>2</sup>その後の2007年改正<sup>3</sup>では、触法少年に係わる事件の調査手続きの整備や少年院送致の年齢下限の引き下げ（14歳未満も可能に）と共に、国選付添人が検察官関与の有無にかかわらず家庭裁判所の裁量で選任されるようになった。しかし、対象事件は殺人、傷害致死、危険運転致死などの「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」の事件、現住建造物放火、強姦、強盗などの「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件に限られていたため、未だ選任数は全体に対し極少数であった。これは少年法が保護主義思想を基盤として制定された背景から、家庭裁判所の後見的立場を阻害しないことを第一としているためだと考えられる。対象事件を大きく拡大することとなったのが2014年改正であり、国選付添人の対象事件が被疑者国選弁護制度と同一範囲の「死刑・無期又は長期3年を超える懲役・禁錮の罪」の事件に拡大された。このことから、権利保護の観点において成人と少年の間には当然に差はないとしていることが伺えるが、2015年に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立したことで被疑者国選弁護人制度の対象事件が身体拘束事件全件にまで拡大されたことで、国選付添人制度の対象事件との間に差が生まれている。特定少年の取り扱いや原則逆送制度の見直しが中心となった2021年の少年法改正においても付添人制度の見直しがあったが、これは付添人を選任できる権利を持つ者が「少年及び保護者」から、さらにその法定代理人や親族まで広がった選任権者の拡大を内容としており、国選付添人制度の対象事件は未だ限定されたままとなっている。

---

<sup>1</sup> 読売新聞オンライン【2000.11.28「少年の凶悪事件続発を受け、法改正」〈少年の凶悪事件続発受け、法改正〉】（2026年1月10日閲覧）

<sup>2</sup> 日本弁護士連合会【「全面的国選付添人制度の実現（全面的国選付添人制度実現本部）」〈日本弁護士連合会：全面的国選付添人制度の実現（全面的国選付添人制度実現本部）〉】（2025年12月29日閲覧）】

<sup>3</sup> 法務省【法制審議会第178回会議配布資料「少年法改正の経過」、〈001216449.pdf〉】（2026年1月10日閲覧）】

### 3.現行法における問題点

このような経緯により、知識の欠如から成人と比べ助言や支援が必要である可能性が高い少年に対する制度である国選付添人制度のみ更新が為されていない点が問題となる。成人と同一の範囲にしない根拠としては、やはり家庭裁判所が少年の最善の利益を考慮して審理を行う後見的立場が影響していると考えられる。処罰を目的とせず健全育成を掲げている以上、少年の権利は通常の審判に比べ保障されており付添人の存在は必須ではないと解するのであれば、国選付添人の対象事件を拡大する必要性は低い。改正以前の少年法であればこの考え方は理解できるが、現行の少年法においては再検討すべきであると考える。その理由として、保護処分にも結果の重大性がある程度認められると考えるからである。とりわけ、少年院送致は事実上長期間の拘束を伴うものであり、刑罰に準じる性質を持つと評価しても不自然ではない。改正により、対象少年や少年院送致の年齢の引き下げ等の厳罰化が行われた現在において、付添人が付されない事は少年の権利保障の観点から問題がある。経済的な理由や保護者の理解不足により付添人が付されなかった場合、審判の進行や処分結果に影響を及ぼす危険性を孕んでいる。

また、国選弁護人制度と国選付添人制度の対象事件の差によって生じる問題として「非行少年の置き去り」<sup>4</sup>がある。現行法では、取調べを受けている段階において、被疑者から要求があれば国選弁護人/付添人が選任される。これは、成人も同様の制度になっている。しかし、仮に取調べの段階で付添人を付していたとしても、次の段階、つまり家庭裁判所に送致された審理段階になると、その事件が対象事件外である場合付されていた国選付添人が選任されず、唐突に少年のそばから付添人がいなくなってしまう、というケースが存在する。信頼していた大人が大事なタイミングで少年の前から消えるという点で少年の精神状態に影響を及ぼしかねないことから、これは、少年の権利保障に限らず健全育成の観点から考えた場合でも問題であるといえる。

### 4.付添人の必要性

このような問題点を踏まえ、付添人、特に国選付添人の必要性について確認していきたい。付添人の役割としては、大きく分けて4つ程挙げられる。第一に、少年の権利保障の役割である。先述したように、保護処分の中には少年院送致といった少年の身体の自由に制約をかける処置が存在し、結果の重大性が認められることから権利保障を第一に考える人物が必要であり、これを付添人が担うべきである。第二に、成人の審判における弁護人と同様に、保護者及び少年が法的知識に乏しい場合の補助的存在である。少年は心身共に

---

<sup>4</sup> 日本弁護士連合会【「すべての少年に国選付添人を！」〈パンフレット「すべての少年に国選付添人を！」〉（2025年12月29日閲覧）】

未成熟であり、手続の意味や進行、自己の置かれた立場を十分に理解することが困難であることが容易に懸念される。その中でも、取調べや審判において用いられる用語は少年にとって理解しづらいものである。その結果、少年が自己にとって不利な供述をしてしまう事や、冤罪に繋がる危険性がある。付添人は、このような状況において、少年に対し手続きの内容や選択の意味を丁寧に説明し、少年が自らの状況を理解したうえで審判に臨めるよう支援を行う。これは、健全育成のため審判により反省を促す前提条件を整える点においても重要な要素である。第三に、少年の意見の可視化をする役割である。少年の実情を捉えるため、家庭裁判所調査官のような仕組みも存在するが、少年は、自らの感情や家庭環境、非行に及んでしまった経緯等をうまく表現することが困難であることが多い。しかし、これらの情報は保護処分を決める段階において極めて重要な判断材料であり、少年に合った更生支援をする上でキーポイントとなる。この点において、付添人は少年の感情や経験を整理し、家庭裁判所に対して誤解のないよう提出することができる。これは家庭裁判所調査官と似た役割ではあるが、付添人という第三の視点があることで、調査官の認識に齟齬がある場合の修正等を行うことができ、少年に最適な処分を下すことができる確率が上昇すると考えられる。第四に、立ち直り支援への直接的な関与である。審判後の保護処分の段階においても付添人が関わることで、情報共有が円滑になる。また、保護処分の施設に少しでも顔を出し、少年が付添人という存在を感じることで、被疑者の段階から更生支援まで一貫して信頼できる大人が関わってくれている事実を少年が理解し、環境が目まぐるしく変化する状況において精神的な支えとなることが期待できる。

さらに、少年法という枠組みにおいても、保護主義と権利保障の対立の調整という点で付添人の必要性が確認できる。保護主義を徹底してしまえば、少年の主体性や個人としての尊厳が軽視されかねない。しかし、成人と同様の仕組みを導入してしまうと健全育成の理念に反する。これらを調整するために存在している家庭裁判所調査官や裁判官に加え、少年と裁判所の両者の間に位置し、少年の最善の利益を具体的な場面で実現する役割を担う存在が必要であり、それこそが付添人だと考える。よって、付添人は単なる少年の補助的存在ではなく、少年が孤立することを防ぎ、理解や権利保障を実質化するために不可欠な制度的扱い手と解すべきであり、健全育成を真に実現するためには、付添人の関与を例外的なものとするのではなく、少年審判における基本的な構成要素として位置付ける必要がある。

## 5.有用と考える対策

付添人を少年審判の基本的な枠組みに入れるために、有用と考えられる対策は既にいくつか存在している。その一つが、日弁連が行っている全面的国選付添人制度の実現に関する

る活動<sup>5</sup>である。私は、付添人制度の問題を解消するためにこの制度の実現が最も現実的だと考えている。これは、身体拘束された少年全てを対象に国選付添人を付ける制度であり、この制度が実現すれば、少年が置き去りになることや、家庭の経済状況によって付添人の有無が制限されるといった問題を解決することができる。しかし、成人の制度に対し少年への制度が遅れている要因には、社会的関心の無さが考えられ、全面的国選付添人制度の実現には少年法の改正が必要となるため、まずは付添人という存在を周知し理解を深めさせ、その必要性を社会に感じてもらう必要がある。そこで有用となるのが、当番付添人制度、付添人日誌である。当番付添人制度とは、一回無料で付添人と面会することができる制度であり、非行少年に対して付添人とはどのような存在か理解を深めるきっかけになる。付添人日誌とは、少年事件の概要や少年の状態を付添人がどう改善し、どのように接して審理に貢献したか等をネット上に掲載する活動である<sup>6</sup>。少年法を詳しくは知らない一般の人間が見ても実情を簡単に把握することができる内容であり、少年事件に関わりのない世間が少年事件に触れ、関心を抱くきっかけとなる活動だと考える。どちらも福岡県弁護士会が始めた活動であり、現在は日弁連や一部の県の弁護士会で行われているが、全国的に展開すべきだと考えている。活動を活性化させるため、付添人日誌を投稿した弁護士に対し国から何か報奨が与えられるのが理想的だが、SNS等検索せずとも自然に目に入る可能性のある場所にも掲載することで閲覧数を稼ぎ、やりがいを生むことが方法として現実的だと想定している。

## 6.付添人の在り方

付添人の必要性については先述の通りであるが、家庭裁判所調査官との類似性を踏まえた場合、両者を本質的に異なる機能を担う存在として明確に位置付ける必要がある。

家庭裁判所調査官と付添人は、少年の性格、経歴、家庭環境、交友関係、学業面等を調査する点で共通している。しかしながら、調査官は制度上裁判所の判断を支えるための中立的、客観的調査を行う存在だと解されるべきであり、少年の立場に立って主張する当事者の存在ではない。これに対し、付添人の本質的役割は少年の意見や意思を尊重し、それを手続の中で表明することであり、少年の側に立ち、利益を擁護する存在として位置付けられている。また、少年を権利主体として尊重する観点からすれば、少年が自らの意見を形成し、表明する機会を保障する必要がある。付添人はこれらを整理する役割を担う存在

---

<sup>5</sup> 日本弁護士連合会【「全面的国選付添人制度の実現（全面的国選付添人制度実現本部）」  
〈[日本弁護士連合会：全面的国選付添人制度の実現（全面的国選付添人制度実現本部）](#)〉  
(2025年12月29日閲覧)】

<sup>6</sup> 福岡県弁護士会【「少年付添人日誌」〈[令和7年7月 - 少年付添人日誌 | 福岡県弁護士会](#)〉(2026年1月30日閲覧)】

であり、この機能は調査官によって代替することはできない。よって、調査官を「裁判所のための調査主体」と捉えるのであれば、付添人は「少年のための擁護主体」として存在すべきである。そうすることで、調査官では行う事の出来ない調査内容や評価に対する少年の立場からの意見を述べることが可能になり、権利保障の為手続の公正さを担保するために必要な存在として求められる。

## 7.おわりに

以上のことから、付添人の存在は必要不可欠な要素であるが、社会的関心の無さから制度の改正が為されていない現状にあるといえる。この現状により、付添人日誌の中でも、活動における反響においてやりがいを感じられない様子が散見され、その必要性に対し冷遇されているように思える。健全育成の理念は、権利保障と対立するものではなく、むしろ権利主体として尊重することで実質的に達成されるものであり、それを担う存在として付添人の重要性は今後一層高まると考えられるため、早急な対応が必要である。